

不足額給付についてよくあるご質問

Q1 令和6年4月に富山市へ転入してきましたが、不足額給付はどこの自治体から給付されますか

令和7年1月1日にお住まいの自治体の実施団体となるため、富山市から給付します。

Q2 令和6年10月に子どもが生まれ、扶養親族が増加しましたが、定額減税や調整給付の対象になりますか

定額減税及び調整給付の取扱いは、個人住民税と所得税で以下のように異なります。

・個人住民税について

令和5年12月31日時点の状況に基づき扶養の判定を行うため、令和6年10月に生まれた子（令和6年1月1日以降に生まれた子）は、対象となりません。

・所得税について

令和6年12月31日時点の状況に基づき扶養の判定を行うため、年末調整または確定申告書により、生まれた子の分の定額減税を受けることができます。これにより、所得税から引ききれない金額が出た場合は、令和7年度中に不足額給付として追加で給付する予定です。

Q3 令和6年度個人住民税は非課税であり、非課税世帯等の給付を受給しましたが、令和6年中に収入があり、所得税から定額減税しきれない額が発生しました。不足額給付を受けることはできますか。

令和6年度非課税世帯等への10万円給付と、今回の定額減税に伴う不足額給付は併給可能です。非課税世帯等給付金を返還する必要はありません。

Q4 昨年、令和6年度調整給付の案内が届いていましたが、申請を忘れていました。未受給の令和6年度調整給付の分も合わせて不足額給付として受け取れますか。

不足額給付支給時に受け取ることができるのは不足額給付支給分のみであり、当初調整給付分を上乗せして受け取ることはできません。

Q5 令和6年分の源泉徴収票に「控除外額」と記載されていましたが、この額が給付されるのでしょうか

控除外額が記載されていても、給付の対象とならない場合があります。

【対象とならない場合の例】

- ・令和6年中に当初調整給付金の対象者となり、控除外額より当初調整給付金額のほうが大きい方。（控除外額分をすでに1万円単位に切り上げて給付済み）
- ・源泉徴収票に記載されている以外に収入がある方。

Q5 不足額給付を受けるためには確定申告が必要ですか

「不足額給付のため」という理由だけで確定申告が必要になることはありません。

また、給与収入と公的年金収入がある場合、それぞれから定額減税の適用を受けている場合がありますが、両方から定額減税の適用を受けていることだけをもって、確定申告の必要はありません。

なお、他の事情により確定申告が必要な場合もありますので、確定申告に関する詳細は最寄りの税務署にお問い合わせください。